

宮崎県荷主、物流事業者の皆さま

# 宮崎の港湾（宮崎港・細島港・油津港） を利用してみませんか？

外貿コンテナ貨物の輸出入を宮崎の港湾&阪神港利用に転換する場合、  
両港に支援制度があります！

両港の支援制度を受けるためには・・・

**宮崎県**（宮崎/細島/油津港）からの支援  
広域物流網利用促進事業



**阪神港**からの支援  
日本諸港利用促進事業

1TEUあたり最大

## 6,000円

《対象条件》

※申請期限：令和6年5月24日

- ・宮崎県内の港湾（宮崎港・細島港・油津港）利用へ転換した外貿コンテナ貨物
- ・新規に貿易を開始した外貿コンテナ貨物
- ・宮崎県内の港湾を従前から利用している外貿コンテナ貨物で、令和4年度及び令和5年度の平均輸送量を上回る部分の貨物（増加貨物）
- ※令和6年5月24日までに、令和6年度の輸送計画をご提出いただくことが必要です。
- ※細島港、油津港を利用した輸送にはそれぞれ日向市、日南市からの支援制度もございます。

1TEUあたり

## 25,000円

《対象条件》

※申請期限：令和6年12月27日

- ・宮崎の港湾・阪神港以外から、令和6年1月以降に宮崎の港湾・阪神港利用に転換する外貿コンテナ貨物
- ※阪神港の事業では、新規貨物（貿易自体が新規）は対象となりません。
- ・阪神港で外国貿易船に積卸すること
- ・支援対象期間中に20TEU以上輸送すること
- ・上限数量：1,000TEU
- ・宮崎県が実施する事業へ申請し事業決定を受けること
- ※令和7年3月31日までに、宮崎県からの事業計画認定通知書の写しをご提出いただくことが必要です。

## 宮崎の港湾ご利用のメリット

- ・陸送から海上輸送への転換による環境負荷低減
- ・多様な輸送ルートの確保（BCP対応）
- ・宮崎県着の貨物の場合や荷主様が宮崎県内の立地企業である場合等は、単価が1.2倍に割り増し！（5,000円/TEU⇒6,000円/TEU）

## 阪神港ご利用のメリット

- ・欧米/中国/アジア諸港/オセアニア等充実した航路網、寄港頻度！
- ・皆さまのサプライチェーンを支えます！



お申込み・お問い合わせ先

詳しい内容・条件はこちらまで

宮崎県 総合政策部総合交通課

TEL：0985-26-7038 Mail：sogokotsu@pref.miyazaki.lg.jp

阪神国際港湾株式会社 営業部営業課

TEL：078-855-3206 Mail：senryaku@hanshinport.co.jp



# 利用港の転換イメージ



転換前：工場からA港まで陸送、A港で外航船に船積み  
 転換後：工場から宮崎県内港まで陸送、  
 阪神港まで海上輸送して外航船に船積み

## 手続きイメージ



宮崎県と阪神港、それぞれへ申請手続きが必要です

	令和6年度									令和7年度
	4月	5月	6月	7月	～	12月	1月	2月	3月	4月
転換開始	→									
宮崎港 細島港 油津港	事業対象期間									
	支援実施期間									—
	令和6年度分 計画申請			中間 報告						実績 報告
阪神港	事業対象期間									
	支援実施期間									—
	提案書提出 委託契約の締結		5月分 月報	6月分 月報	〃	〃	〃	〃	実績報告/ 宮崎県 事業計画 認定通知 提出	請求

令和6年4月から、利用港の転換を実施した場合…

宮崎県側における手続き ⇒ 令和6年4月分～令和7年3月分が対象となります。

- ・補助事業計画申請書を令和6年5月24日までに提出
- ・輸送開始後、中間実績報告書の提出

阪神港側における手続き ⇒ 令和6年5月分～令和7年2月分が対象となります。

- ・提案書の提出、審査会での承認後に阪神国際港湾(株)と委託契約の締結
  - ・輸送開始後、月報(輸送実績)を翌月10日までに提出(毎月行う必要あり)
- 注) 令和7年2月分の月報については、令和7年3月6日までに提出してください。  
 注) 令和7年3月31日までに、宮崎県側からの事業計画認定通知を提出してください。



詳しい条件や提出資料等は募集実施要領をご覧ください。